

## 質疑・回答書

告示番号	件 名	市営岡町北住宅1・2棟建替工事設計委託
No	質疑事項	回 答
1	委託概要書内ゴミ置場、電気室(延べ面積 計約50㎡)と有り、電気設備設計要領2章2-3、受変電設備工事内に”原則として屋外用キュービクルとし～”と表記されていますが、電力購入先確定での取り決めになっていますでしょうか。	「電気設備工事設計要領 2章 2-3.受変電設備工事」において、「原則として屋外用キュービクル」としていますが、今回の計画においては、原則として電気室を設けることとします。 ただし、電力購入先は未定ですので、電力供給配電線路先である関西電力㈱と協議を行い、最終決定することとします。
2	既存建物解体に伴い、各種設備配管配線、機器、器具等の撤去設計は、いずれの工事工種、品目まで、撤去品に対して設備設計での図面化及び積算が必要でしょうか。	全ての工事工種、品目について、設備設計又は建築設計での図面化及び積算を行うこととします。 なお、設備設計と建築設計との区分は、実施設計において決定することとします。
3	既存住戸内には、テレビ、冷蔵庫、エアコン等は無い条件で、処分は無しと考えて宜しいでしょうか。残置されている場合は、別途市での処分扱いでよろしいでしょうか。	固定家具以外の備品については別途市で処分を行います。エアコンを含む固定された据付機器については工事での撤去とします。